

一般質問

資料②

戸籍謄本等職務上請求書 住民票の写し	
26-204051	
長殿 幸平(さちひら こうへい) 平成16年9月20日	
請求の種別	戸籍・戸籍の写し
本籍・住所	[REDACTED]
被請求者の氏名	[REDACTED]
請求に係る者 氏名・範囲	[REDACTED]
住友銀行本店 支店所在地 住所 氏名	大阪府守口市守口町 守口 行政書士
登録(会員)番号 及び電話番号	[REDACTED]
被請求者との関係(助勤員・事務員・)	[REDACTED]
日本行政書士各連合会 06(3470)0001	
大阪府守口市守口町 06(3493)7901	

▲個人情報が不正取得できる職務上請求書（写）

個人情報保護の対応を

答弁=現状での対応は難しい



住民クラブ
藤田 博

弁護士、行政書士などの8業種の資格職は、戸籍法施行規則により、職務上必要となるときは「職務上請求書」を使って、個人の戸籍謄本や住民票などを本人の承諾なしに取得できる。この制度を悪用して、行政書士が不正請求を行い、職務とは関係のない第三者の戸籍謄本や住民票を取得して、興信所に横流しする事件が発生している。

本人が知らないうちに自身の住民票及び戸籍抄本などが他人に交付されている現状の下、個人情報保護条例の趣旨からして、「職務上請求書」により個人情報が発行された場合、住民の利益を守るために本人に通知するシステムが必要ではないか。

答弁=枠田理事

窓口事務において「職務上請求書」により住民票などを横流す中で住民票発行などを増す中

(仮)
複合交流センターは

①播磨町役場から直線距離にして2km程度の場所に、財政状況が厳しさを増す行

う戸籍謄本などの請求があり、これを本人に通知することにより反対に不利益を被る人ができることも懸念される。特に弁護士は、裁判に伴う戸籍謄本などの請求があり、これを本人に通知する情報を提供することが必要であり、現状での対応は難しいものと考える。

答弁=清水町長
具体的な経費はまだ

政サービスコーナーを設ける理由、考え方及びこれにかかる経費は。また、今後コミセンにも設置するのか。②「播磨町駅前の商工会事務所の移転を要請し」とあるが、移転を要請する理由は。①住民の利便性向上のため当初より計画している。この「コーナー」の業務については、土・日や平日の時間延長を計画している。具体的な経費の算出までには至っていない。

②商工会の跡地利用は、「安全・安心のまちづくり」の観点、また交通安全対策面から播磨町駅南広場の拡幅を検討している。

一般質問



▲買物や病院への通院に便利なコミバス（加古川市内）

コミバスの無料試験運行を

答弁=実施は考えていない



公明党代表
古川 美智子

原因不明のまま今日を迎えている。その後の調査結果と安全対策は。

①去る11月27日総務文教常任委員会で「ミニユニティバス運行のルート案が示された。町の今回の案では百円バスを通すと年間の維持費が3500万円、ジャンボタクシーでは2000万円近くかかる見込み。国の補助が1/2の上限1000万円としても、見込み違いでバス運行を止めようとしても、実証運行は2年で止めたくてもすぐには止められないのではないか。実証運行するより、長野県飯田市のようく運賃無料で2カ月間試験運行し、その結果を見てから、有料による本格運行をしてはどうか。また、試験運行に、一般的なレンタカー、新島企業の送迎バスを借りてもいいのではないか。

答弁=清水町長・高橋理事

駄目なら現在「ゆつあい園」の送迎車利用料が片道250円です。この金額を100円にすべきでは。

駄目なら現在「ゆつあい園」の送迎車利用料が片道250円です。この金額を100円にすべきでは。

水死事故の原因是警察からの連絡がなく不明のままですが、何かあれば警察の方から連絡が来ることになっている。安否確認では「柵の一番下の間隔が広いので、ワイヤーロープ、または何らかの対策をさせてほしい」と県に申し入れたが、県からは必要ないと返事があつた。

答弁=枠田理事・木村理事
自治会の意志統一あれば

それ以降、行政懇談会で借りて運行するには安全で安心な運送サービスを確保する観点から非常にリスクが大きいと考える。安全運送の確保や補償など、事故に対する社会的責任を負わなければならぬため、実施は考えていない。

②重度の障がい者への移動手段は他の事業で確保しているので、今後もその事業を使っていただきたい。

①町が、民間企業の車両を借りて運行するには安全で安心な運送サービスを確保する観点から非常にリスクが大きいと考える。安全運送の確保や補償など、事故に対する社会的責任を負わなければならぬため、実施は考えていない。

②重度の障がい者への移動手段は他の事業で確保しているので、今後もその事業は公園内に柵などの設置ができるが、公園の階段を下りた所を一部の方が利用している現状があるので、隣接している自治会で意志統一できれば柵はできます。

答弁=清水町長・高橋理事

水死事故の原因是警察からの連絡がなく不明のままですが、何かあれば警察の方から連絡が来ることになっている。安否確認では「柵の一番下の間隔が広いので、ワイヤーロープ、または何らかの対策をさせてほしい」と県に申し入れたが、県からは必要ないと返事があつた。

それ以降、行政懇談会で借りて運行するには安全で安心な運送サービスを確保する観点から非常にリスクが大きいと考える。安全運送の確保や補償など、事故に対する社会的責任を負わなければならぬため、実施は考えていない。

②重度の障がい者への移動手段は他の事業で確保しているので、今後もその事業は公園内に柵などの設置ができるが、公園の階段を下りた所を一部の方が利用している現状があるので、隣接している自治会で意志統一できれば柵はできます。